# 電力・ガス取引監視等委員会 制度設計専門会合(第53回) ご説明資料

# 発電側基本料金の 見直しについて

日本地熱協会

2020年12月15日

## 発電側基本料金の導入趣旨及び見直しについて

#### 議論の方向性につき、概ね賛同いたします

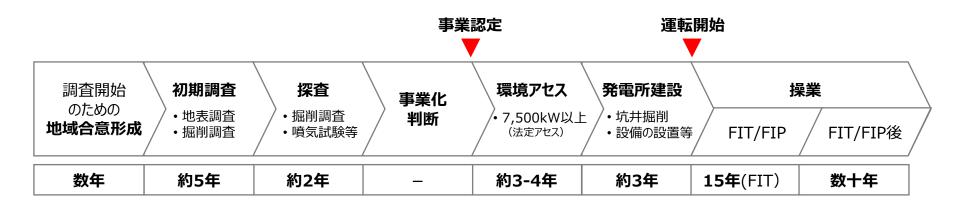
- 託送料金制度における「起因者及び受益者負担」の原則に基づき、
  - 託送料金の一部について発電事業者に負担を求める
  - 系統の整備費用に与える影響の大きさに応じて課金額に差をつける
- 再エネ導入を加速するための基幹送電線の利用ルールの抜本見直しにより、系統の設備増強の在り方が変化することは不可避。これを踏まえ、発電側基本料金についても、当該見直しとも整合的な仕組みとする必要がある

### 発電側基本料金についての要望(暫定)

#### 具体的な制度設計案が示されていない現時点においての見解であり、 同案が示された後に改めてヒアリング機会があることを希望致します

- 契約kWベースでの課金を(従来案通り)
- 小売電気事業者における託送負担減額分の発電事業者への充当徹底を
  - ▶ 小売買取の場合には、確実な充当が行われるよう「転嫁ガイドライン」の徹底を(従来案通り)
  - ▶ 送配電買取の場合にも、小売の負担減額分を発電側に確実に充当する仕組みの整備を
- 既設発電所及び既認定案件は課金対象外に
  - 事業者と金融機関で擦り合わせた事業収支が悪化するような遡及的課金がなされる場合、当該案件について 問題が発生するのみならず、今後の新規案件へのファイナンスもつきにくくなる
- 新規の認定案件(FIT/FIP)は、当該制度における調整を
  - 新たに制度化された事業者負担コストとして、調達価格算定において考慮
- 割引制度は、今後の整理を注視したい
  - 地熱資源の偏在性により、地熱発電所は需要地から遠い山間部に立地されることが通例。すなわち、原則論に従うと地熱は割引制度を享受できない電源となる。それを前提とした場合にも、地熱の導入促進を阻害しない制度設計となるかは、今後示される制度の全体像を以て判断したい

# 参考)地熱開発の実情に照らして



- 地熱開発は、優に10年以上の期間を要する
- 即ち、FIT創設(2012年)直後に開発着手しても、未だ認定取得に至らないケースも珍しくない。さらには、新規掘削を伴う案件注は、助成金活用後でも数億~数十億円の先行投資を負いながら開発を続けている
  - 注)MWクラスの開発であれば、ほぼ全て新規掘削を伴う
- このような開発環境下において、仮に、事業収支が悪化するような制度変更が行われる場合、開発難度が一層高まった地熱事業から撤退する事業者が相次ぐ可能性がある

地熱のように、開発スパンが長く、多額の先行投資を伴う電源については特に、 開発の継続性や新規開発の意欲を損なわない制度設計を希望します